



厚生労働省発保 1105 第 1 号  
平成 26 年 11 月 5 日

中央社会保険医療協議会

会長 森田 朗 殿

厚生労働大臣

塩崎 恭久

諮問書

(評価療養の定め等について)

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 82 条第 1 項及び第 86 条第 3 項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 76 条第 4 項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成 18 年厚生労働省告示第 495 号）及び保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 496 号）を別紙 1 及び 2 のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

別紙1

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（改正案）

改	正	案	現	行
第一条 (略)			第一条 (略)	
一 (略)			一 (略)	
二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療			二 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十六項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療	
三 医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験（機械器具等に係るものに限る。）に係る診療			三 薬事法第二条第十六項に規定する治験（機械器具等に係るものに限る。）に係る診療	
三の二 医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験（加工細胞等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百七十五条の二の加工細胞等をいう。）に係るものに限る。）に係る診療			(新設)	
四 医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が製造販売したものに係る医薬品（人体に直接使用されるものに限り、別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の投与（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において当該承認を受けた日から			四 薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医薬品（人体に直接使用されるものに限り、別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の投与（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において当該承認を受けた日から起算し	

起算して九十日以内に行われるものに限る。)

五 医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認した者に係る医療機器(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)の使用又は支給(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して二百四十日以内に行われるものに限る。)

五の二 医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る再生医療等製品(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)の使用又は支給(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して二百四十日以内に行われるものに限る。)

六 使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十一年厚生労働省告示第六十号)に収載されている医薬品(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)の投与であつて、医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの(別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。)

て九十日以内に行われるものに限る。)

五 薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医療機器(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)の使用又は支給(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して二百四十日以内に行われるものに限る。)

(新設)

限る。)

七 医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項は  
第二十三条の二の十七第一項の規定による承認を受け  
た者が製造販売した当該承認に係る医療機器（別に厚生  
労働大臣が定めるものに限る。）の使用又は支給であつ  
て、当該承認に係る使用目的、効果又は使用方法と異な  
る使用目的、効果又は使用方法に係るもの（別に厚生労  
働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるもの  
に限る。）

七の二 医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項  
又は第二十三条の三十七第一項の規定による承認を受  
けた者が製造販売した当該承認に係る再生医療等製品  
(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。) の使用又は  
支給であつて、当該承認に係る用法、用量、使用方法、  
効能、効果又は性能と異なる用法、用量、使用方法、効  
能、効果又は性能に係るもの（別に厚生労働大臣が定め  
る条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。）

る。)

七 薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規  
定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係  
る医療機器（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。  
）の使用であつて、当該承認に係る使用目的、効能差  
しく述べは効果又は操作方法若しくは使用方法と異なる使  
用目的、効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用  
方法に係るもの（別に厚生労働大臣が定める条件及び  
期間の範囲内で行われるものに限る。）

(新設)

第二条 (略)

第二条 (略)

## 別紙2

## 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（改正案）

改	正	案	現	行
別表第一				
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係る療養のうち）に係る診療	上欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る診療）を行わぬもの。ただし、医薬品医療機器等法第八条の二第二項に規定する自ら治験を実施する者による診療にあつては、上欄の診療のうち投薬及び注射に係る診療（当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの	上欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る診療）を行わぬもの。ただし、医薬品医療機器等法第八条の二第二項に規定する自ら治験を実施する者による診療にあつては、上欄の診療のうち投薬及び注射に係る診療（当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの	上欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る診療）を行わぬもの。ただし、医薬品医療機器等法第八条の二第二項に規定する自ら治験を実施する者による診療にあつては、上欄の診療のうち投薬及び注射に係る診療（当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの	上欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る診療）を行わぬもの。ただし、医薬品医療機器等法第八条の二第二項に規定する自ら治験を実施する者による診療にあつては、上欄の診療のうち投薬及び注射に係る診療（当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの

医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験（機械器具等に係る治験（機械器具等に係るものに限り、同法第八十条の二第二項に規定する自ら治験をする者による者によるもの）を除く。）に係る診療	上欄の診療のうち検査及び画像診断に係る診療（当該治験の対象とされる機械器具等を使用した処置若しくは手術又は歯冠修復及び <u>欠損補綴</u> が行われた日から当該処置若しくは手術又は歯冠修復及び <u>欠損補綴</u> が行われた日から起算して前八日目に当たる日から当該処置若しくは手術又は歯冠修復及び <u>欠損補綴</u> が行われた日から起算して八日を経過する日までの間（二以上の処置若しくは手術又は歯冠修復及び <u>欠損補綴</u> が行われた場合には、最初の処置若しくは手術又は歯冠修復及び <u>欠損補綴</u> が行われた日から起算して前八日目に当たる日から最後の処置若しくは手術又は歯冠修復及び <u>欠損補綴</u> が行われた日から起算して八日を経過する日までの間とする。）に行われたものを行わないもの
薬事法第二条第十六項に規定する治験（機械器具等に係るものに限り、同法第八十条の二第二項に規定する自ら治験をする者によるものを除く。）に係る診療	上欄の診療のうち検査及び画像診断に係る診療（当該治験の対象とされる機械器具等を使用した処置若しくは手術又は歯冠修復及び <u>欠損補綴</u> が行われた日から起算して前八日目に当たる日から当該処置若しくは手術又は歯冠修復及び <u>欠損補綴</u> が行われた日から起算して八日を経過する日までの間（二以上の処置若しくは手術又は歯冠修復及び <u>欠損補綴</u> が行われた場合には、最初の処置若しくは手術又は歯冠修復及び <u>欠損補綴</u> が行われた日から起算して前八日目に当たる日から最後の処置若しくは手術又は歯冠修復及び <u>欠損補綴</u> が行われた日から起算して八日を経過する日までの間とする。）に行われたものを行わないもの

医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験（加工細胞等の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百七十五条の二の加工細胞等をいう。以下同じ。）に係るものに限り、同法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるもの（除く。）に係る診療	<p>上欄の診療のうち検査及び画像診断に係る診療（当該治験の対象とされる加工細胞等を使用した処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して前八日目に当たる日から当該処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日までの間（二以上の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた場合にあっては、最初の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して前八日目に当たる日から最後の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して八</p>	(新設)
---	---	------

<u>日を経過する日までの間とする。)に行われたものに限る。)</u> <u>を行わないもの</u>	